

簡易型総合評価方式 落札者決定基準

【施工計画審査タイプ】

令和6年6月から令和7年5月までの入札に適用

北海道オホーツク総合振興局
産業振興部調整課

簡易型総合評価落札方式 施工計画審査タイプ（加算方式）

1 落札者の決定方法

本工事は、次の方法により価格、技術評価項目及び施工体制を評価し、落札者を決定する。

(1) 価格の評価（価格評価点の算出）

予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として20点を付与する。

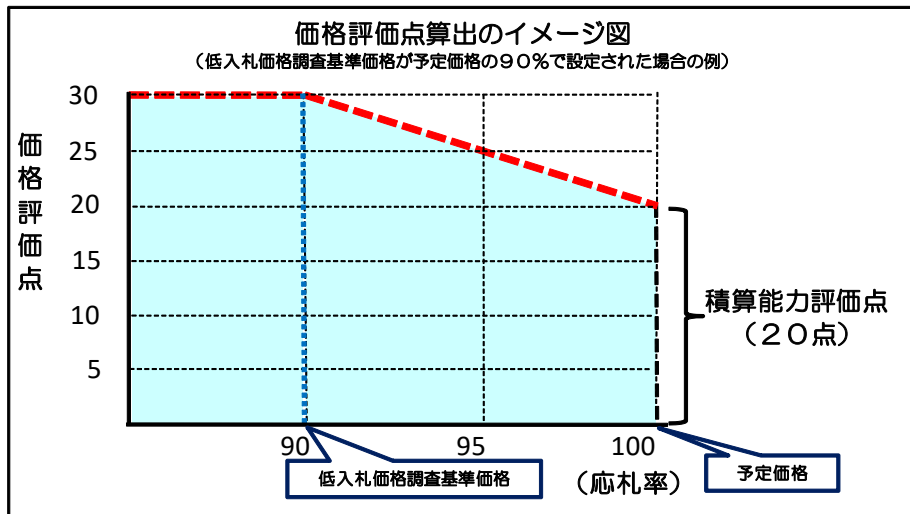
なお、各応札者の価格評価点の算出方法は以下による。

ア 低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{1 - (\text{入札額} / \text{予定価格})\} + 20$$

イ 低入札価格調査基準価格未満で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{1 - (\text{低入札価格調査基準価格} / \text{予定価格})\} + 20 \text{ (一定)}$$



(2) 技術評価項目の評価（技術評価点の算出）

技術評価項目の評価は、入札参加資格を有する者には申請内容により次表に基づき技術評価点を付与するものとし、技術評価点の最高点数は30点とする。

表E 施工計画審査タイプ評価項目

技術評価項目	評価基準	施工計画				
		評価点	小計			
簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点	5.0	10.0 2項目 選択		
	②品質管理に係わる技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点	5.0			
	③施工上の対処すべき技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点	5.0			
企業の施工能力等	工事施行成績	北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点は、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績の無い企業は当面の措置として、過去4年間の平均点で評価する。	9.3点 ≤ 平均点 < 9.3点	7.50	7.5	
		9.1点 ≤ 平均点 < 9.3点	7.00			
		8.9点 ≤ 平均点 < 9.1点	6.50			
		8.7点 ≤ 平均点 < 8.9点	6.00			
		8.5点 ≤ 平均点 < 8.7点	5.50			
		8.3点 ≤ 平均点 < 8.5点	5.00			
		8.1点 ≤ 平均点 < 8.3点	4.50			
		7.9点 ≤ 平均点 < 8.1点	4.00			
		7.7点 ≤ 平均点 < 7.9点	3.50			
		平均点 < 7.7点	3.00			
		北海道農政庁等優秀業者表彰(道新技術・新製品開発賞含む)	過去1~3年間に表彰あり	1.00		1.0
		過去4~5年間に表彰あり	0.50			
		なし	0.00			
		ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50		0.5
なし	0.00					
過去10年間の同種工事の経験	同種工事の実績が当該工事規模以上	1.00	1.0			
同種工事の実績が当該工事規模の1/2以上	0.75					
同種工事の実績が当該工事規模の1/2未満	0.50					
地域精通度(施工実績)	なし	過去5年間に工事箇所と同じ市町村での施工実績	1.00	1.0		
		過去10年間に工事箇所と同じ市町村での施工実績	0.90			
		過去5年間に工事箇所と同じ耕地出張所管内での施工実績	0.70			
		過去10年間に工事箇所と同じ耕地出張所管内での施工実績	0.60			
		過去5年間に北海道オホーツク総合振興局管内での施工実績	0.40			
		過去10年間に北海道オホーツク総合振興局管内での施工実績	0.30			
		上記以外	0.00			

前ページからの続き

配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格 （有資格期間とは、 公告時点での期間）	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士		1.00	2.5		
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士		0.75			
		（有資格期間10年以上）二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士		0.50			
		（有資格期間5年以上）二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士		0.25			
	主任（監理）技術者の継続教育	C P D の証明あり（推奨単位以上取得）		0.50		0.5	
		なし		0.00			
		主任（監理）技術者の当局農業土木優秀技術者等表彰	過去1～3年間に表彰あり				0.50
			過去4～5年間に表彰あり				0.25
	主任（監理）技術者等の配置経験	なし		0.00		0.5	
		過去5年間に同種工事の配置経験あり		0.50			
		過去10年間に同種工事の配置経験あり		0.25			
		なし		0.00			
担い手の育成・確保	技術者の追加配置		一級・二級土木施工管理技士又は一級・二級建設機械施工技士の追加配置あり	0.50	2.5		
	なし		0.00				
	当局における 技術職員の 育成・確保 4項目	評価点の大きいもの ① or ② 最大0.50点	①若年技術職員の育成・確保	技術職員の35歳未満の割合が15%以上又は新規技術者（35歳未満）が1%以上		0.50	
			上記該当なし	0.00			
			②技術職員総数の確保	技術職員の総数が、同数以上		0.50	
			技術職員の総数の減少が1～2人、又は、減少率が4%以下	0.25			
	新規の雇用		過去5年間に新規の雇用あり	0.50		2.0	
	なし		0.00				
	高齢者継続雇用の取組あり		0.50				
	なし		0.00				
女性の活躍支援		女性の活躍支援の取組あり	0.50	0.00			
なし		0.00					
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地		工事箇所と同じ市町村	1.00	4.0	
		工事箇所と同じ耕地出張所管内		0.75			
		北海道オホーツク総合振興局管内		0.50			
		上記以外		0.00			
	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動	過去3カ年度継続した活動		1.00	1.0		
		過去2カ年度継続した活動（R4+R5）		0.75			
		継続していない複数年度の活動（R3+R4又はR3+R5）		0.50			
		単年度の活動		0.25			
	なし		0.00				
	地域社会貢献	当局における 選択4項目	季節労働者等の雇用実績		過去5年間に工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村の実績		0.50
			過去5年間に北海道オホーツク総合振興局管内の実績		0.25		
			なし		0.00		
労働安全衛生活動			認定・認証又は活動実績あり	0.50			
なし		0.00					
地域経済への波及	地域企業の活用	適用1	元請及び一次下請企業のうち当局管内の企業の施工割合20%以上	0.50	2.0		
		地域内企業の活用比率	同上割合10%以上20%未満	0.25			
		同上割合10%未満	0.00				
		適用2	元請及び下請活用計画の企業所在地が工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村	0.50			
地域内企業の活用計画		元請及び下請活用計画の企業所在地が北海道オホーツク総合振興局管内	0.25				
なし		0.00					
地域経済活性化評価		工事予定入札額の5.0%以上	0.50				
なし		工事予定入札額の2.5%以上	0.25				
なし		0.00					
計（満点）					30.0		
減点項目		評価基準		配点			
過去6か月の措置による減点		重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり		-1.0			
		総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり		-1.0			

(3) 施工体制の評価（施工体制評価点の算出）

施工体制の評価は、必要がないと認められる場合を除き、開札後に応札した者から「施工体制に係る積算内訳説明書」の提出を求め、その内容を確認し評価する。

なお、必要に応じて積算内訳説明書の記載内容についてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができるものとする。

- ア 施工体制が十分確保されている場合は、評価Aとして15点を付与する。
- イ 施工体制が概ね確保されている場合は、評価Bとして5点を付与する。
- ウ 施工体制の確保がされない恐れがある場合は、評価Cとして0点とする。

(4) 評価項目の説明

ア 簡易な施工計画

(7) 配点は、当該項目の評価(B)の合計数を、評価対象として選択した数で割った値に、5.00点(満点)を乗じた値とする、評価(B)の算出は、各事項に加点評価した技術的所見数とする。

(イ) 算出された配点は、小数第3位切り捨て2位止めとする。

イ 企業の施工能力等

(7) 工事施行成績は、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績がない企業は、当面の措置として過去4年間の平均点で評価する。
これによっても実績がない企業は65点として扱う。

(イ) 工事施行成績の評価対象は、各（総合）振興局調整課又は農村振興課の発注工事で、令和4年1月1日から令和5年12月31日までに元請けとして完成通知を受け、その後引渡が完了した当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事とする。

(ウ) 工事施行成績の平均点は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。

- (エ) 北海道農政部工事等優秀業者表彰（北海道新技術・新製品開発賞含む）の評価対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間とする。また、当該工事等優秀業者表彰は、当該工事と同じ入札参加資格の種類により受賞したものとする。
- (オ) ISOマネジメントシステムの評価対象は、有効期限が公告日以後のものとする。
- (カ) 同種工事の経験は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間に元請けとして完成通知を受け、その後引渡が完了した当該工事と同種工事とする。
- (キ) 地域精通度の施工実績の対象は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間に元請として完成し引渡が完了した最終請負金額5百万円以上の工事とする。
- (ク) 地域精通度の施工実績に該当する工事が複数ある場合は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）又は地域精通度に関する調書の写しを提出する。

ウ 配置予定技術者

- (7) 有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数とする。
- (イ) 技術士の分野は、農業部門（選択科目「農業土木」・「農業農村工学」）及び建設部門とする。
- (ウ) 継続教育の種類及び推奨単位は、特例措置により次のとおりとする。

団 体 名	推 奨 単 位				
	令和6年3月31日迄の1年間	令和6年3月31日迄の2年間	令和6年3月31日迄の3年間	令和6年3月31日迄の4年間	令和6年3月31日迄の5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20ユニット以上	30ユニット以上	40ユニット以上	50ユニット以上	60ユニット以上
(公社)土木学会	50単位以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50CPD時間以上	—	100CPD時間以上	—	—
(公社)農業農村工学会技術者継続教育機構	50CPD時間以上	—	—	—	—

- (イ) 推奨単位の1年間は令和5年度に取得した単位を評価する。
- (ロ) 推奨単位の2年間以上は、令和5年度を含めた期間に取得した単位とする。
（2年間の場合、令和4年度及び令和5年度の2年間）
- ※（公社）農業農村工学会技術者継続教育機構の場合は、認定確定の8月を基準日とした期間とする。
令和6年8月公告の場合まで：令和5年8月に証明された期間
令和6年9月公告の場合以降：令和6年8月に証明された期間
- (ハ) 優秀技術者等表彰（以下「優秀者表彰」という）は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間に配置予定技術者が受賞したものとする。
- (ニ) 優秀技術者等表彰は、入札参加者の申請に基づき、北海道オホーツク総合振興局（以下「当局」という）管内の兼任予定の他工事と重複して評価しない。
- (ホ) 優秀者表彰の申請は、他の工事と重複して落札するまで申請ができる。
ただし、同一技術者で複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の評価は、優秀者表彰を0点として評価値を算出する。
なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断する。
また、同一入札日であっても当該工事が施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。
- (ヘ) 配置経験は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間に配置予定技術者が主任技術者、監理技術者、現場代理人、現場技術員として配置した経験とする。
- (セ) 配置経験は、当該公告で求めた同種工事とし、工事規模は問わない。
- (ソ) 技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場

合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請すること。

(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。)

(シ) 表彰を評価された配置予定技術者(以下、予定技術者)により工事(以下、表彰評価工事)を受注したが、実際には別の技術者を配置した場合、表彰評価工事が完成するまでは、他工事の入札参加申請で当該予定技術者の表彰は評価しない。

エ 担い手の育成・確保

(7) 技術者の追加配置は、一級又は二級土木施工管理技士、一級又は二級建設機械施工管理技士の資格を有し、他工事の主任(監理)技術者となっていないものを当該工事の主任(監理)技術者に加えて配置した場合に評価する。

また、申請時に、追加配置技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、候補者の中から1名を記載することとする。

(イ) 技術職員の育成・確保は、次のa、bの中から、評価点の大きいものを評価点とする。

a ① 若年技術職員の育成・確保

公告日の直近通知日の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点点評価された企業を評価する。

b ② 技術職員総数の確保

技術職員の確保は、直近の経営事項審査申請時の技術職員の総数が、公告日の直近の前の通知日の経営事項審査申請時の技術職員の総数と比較して同数以上、又は、3人以下若しくは6%以下の減少の場合に評価する。

(ウ) 担い手の育成・確保のうち「技術職員の育成・確保」を除く「地域での選択項目」は、次の3項目とする。

① 「新規の雇用」

② 「高年齢者継続雇用」

③ 「女性の活躍支援」

詳細は、別表イの「各技術評価項目」による。

オ 地域の守り手確保

(7) 主たる営業所の所在地とは次のいずれかに該当するものをいう。

a 建設業許可申請書別表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表)の「主たる営業所」欄に記載されているもの。

b 会社法第27条の本店で、かつ建設業法第3条の許可を有している営業所。

(イ) 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間において活動した実績を評価対象とする。

カ 地域の安全・安心貢献度及び地域社会貢献並びに地域経済への波及のうち、「地域での選択項目」は、次の4項目とする。

① 地域社会貢献のうち「季節労働者等の雇用実績」

② 同 「労働安全衛生活動」

③ 地域経済への波及のうち「地域企業の活用」

④ 同 「地域経済活性化評価」

詳細は、別表イの「各技術評価項目」による。

キ 地域内企業の活用

適用1は、2億5千万円以上の工事に適用する。

適用2は、2億5千万円未満の工事に適用する。

(7) 適用1：地域内企業の活用比率

a 請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工割合(活用比率)を評価対象とする。

b 地域内企業とは、当局管内に「主たる営業所」が存する企業とする。

c 主たる営業所とは、オの(7)による。

(イ) 適用2：地域内企業の活用計画

a 地域内企業を一次下請(5百万円以上)で活用する計画を評価対象とする。

b 地域内企業の元請施工を評価対象とする。

c 地域内企業とは、当局(調整課)が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。

d 主たる営業所とは、オの(7)による。

e 設定した地域内とは、工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村または、当局管内

ク 地域経済活性化評価

(7) 地域の商工業者から工事資材や物品等の調達する計画を評価対象とする。

(イ) 評価対象とする地域は、工事箇所と同じ市町村

- (ウ) 評価対象とする調達内容
- a 建設機械のリース及び油脂類等
 - b 工事資材等
 - c 工事標識等
 - d 現場労務者及び現場従業員に係る費用等
 - ・慰安、娯楽に要する費用
 - ・作業用具及び作業被服
 - ・食事に要する費用等
 - e 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入
- (I) 地域経済活性化評価計画の提出
 地域経済活性化評価の計画の有無を、様式－7に記入のうえ提出すること。
 また、契約後は、施工計画書提出時に、資材の調達予定内訳（品目、規格・寸法、数量、金額）を書面（様式任意）で提出すること。
- (オ) 地域経済活性化率は、次式により算出する。

$$\text{地域経済活性化率} = \frac{\text{調達予定金額（円）}}{\text{工事予定入札額（円）}} \times 100（\%）$$

※地域経済活性化率は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。

- (カ) 履行確認
- a 工事完成後に、地域経済活性化評価（実績）調書（様式－8）の提出を求める。
 - b 支出証拠書類等により履行を確認する。
 なお、設計変更等で当初請負金額が増額又は減額となった場合は、設計変更の内容を考慮し地域経済活性化率の履行を確認する。
- ケ 減点項目
- (7) 当該工事の公告日の月の7か月前から2か月前までの6か月間に、全道の（総合）振興局調整課又は農村振興課が発注する工事において、次に該当する事例があった場合には、技術評価点を減点する。
- a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償の請求を受けた場合
 なお、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
 - b 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った場合
 なお、該当の有無は工事検査日で判断する。
- コ 共同企業体で申請する場合の取扱い
- (7) 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等
企業の施工能力等	工事施行成績	各構成員の平均点の単純平均とする。
	工事等優秀業者表彰	各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	ISOマネジメントシステムの取得	
	同種工事の経験	
	地域精通度（施工実績）	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
配置予定技術者	資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	継続教育	
	優秀技術者等表彰	
	配置経験	
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	構成員のいずれかにおいて申請した場合に評価する。

技術評価項目		評価方法等
	技術職員の育成・確保	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	新規の雇用	
	高齢者継続雇用の取組	
	女性の活躍支援の取組	
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	多面的機能の維持増進活動	
	季節労働者等の雇用実績	
	労働安全衛生活動	
	地域企業の活用	各構成員の合計で評価する。
	地域経済活性化評価	
減点項目	重要な契約不適合の補修請求	構成員のいずれかに該当する事実がある場合に減点する。
	技術評価項目の不履行	

- (イ) 企業の施工能力等に係る補足
- a 構成員ごとの工事施行成績の平均点を単純平均する。この場合の平均点も、小数第2位を切り捨て1位止めとする。
 - b 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。
 - c 工事等優秀業者表彰及びISOマネジメントシステムは、構成員のいずれかの該当により評価する。
- サ 共同企業体の構成員としての実績の取扱い
- (7) 工事施行成績
- a 共同企業体で施工した場合における工事施行成績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
 - b 乙型共同企業体（分担施工方式）で施工した場合は、分担した工事の入札参加資格による工事施行成績の実績として評価する。
- (イ) 施工実績
- 共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (ウ) 減点項目
- 共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。
- シ 合併等の取扱い
- (7) 合併の場合
- 合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。
- (イ) 事業譲渡の場合
- a 事業の全部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。

 - b 事業の一部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。
- (ウ) 会社分割の場合
- 事業譲渡の場合に準ずる。
- (エ) (7)、(イ)において、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。
- a 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に

基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。

b 破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。

c 精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。

d 休眠会社（建設業法第29条第3号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を1年以上休止している会社）である場合。

(5) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

(6) 落札者の決定

ア 地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、(5)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

イ アの評価値の高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

3 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保（技術者の追加配置）、地域の守り手確保確保（地域企業の活用、地域経済活性化評価）に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

4 技術評価項目に係るペナルティ

技術評価項目について、受注者が自らの責によりを遵守することができない場合は、工事施行成績評定採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 簡易な施工計画

ア 減点は、入札時に評価した簡易な施工計画を履行できなかった場合で、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり最大5点とする。

ウ 入札参加者は発注者に対し、評価結果の理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。なお、受注者は工事着手時にも評価結果の確認をすることができる。

(2) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優秀者表彰、配置経験の合計点が、入札時に評価したものより劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点するが、「過去6か月の措置による減点」の対象外とする。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

ウ 追加技術者が交代する場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は、減点5点とする。

(3) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

5 求める「簡易な施工計画」に係る内容の提示

求める具体的な内容

(1) 求める具体的な内容

選定した簡易な施工計画の項目に係る具体的な内容について、様式1～3により入札参加者へ提示する。

なお、本表は、落札者決定基準の別表として添付する。

簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

工 事 名： 工程管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術が無い場合、2項目×1所見＝
 会 社（企業体）名： 2枚まで資料を添付できる。

事 項	所見の具体的内容	評 価
<p>(記入例)</p> <p>異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のための、あらかじめ処しておくべき技術的な工夫</p>	<p>工事の特性に応じて、以下のア～エから2事項を選択する</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止</p> <p>イ 工期等の制約条件下で、主たる工種における作業の効率化</p> <p>ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p> <p>※ア～エは、表D評価表と連動）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>NETIS掲載技術の場合、技術NETIS番号○○-○○○○○○○-○を記載する。※添付資料は不要</p> </div>	○
<p>(記入例)</p> <p>工程等の制約条件がある場合において、所定の工期限内に完成させるために、主たる工種において作業をの効率化を図る技術的な工夫</p>	<p>入札参加者が左記の事項について、工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。</p> <p>※1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	○

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価
 ○：加点評価する
 —：加点評価しない
 ×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載終了した旧NETISを含む）の新技术・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術的内容や効果が把握出来る資料を1所見につき1枚まで添付できる。
 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
 なお、差し替え及び再提出は認めない。
- （用紙寸法 日本工業規格A4）

簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

工 事 名 : 品質管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術が無い場合、2項目×1所＝
 会 社 (企業体) 名 : 2枚まで資料を添付できる。

■評価テーマ	○○について { 発注者が指定した「品質管理の対象」 }	
事 項	所見の具体的内容	評 価
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫	工事の特性に応じて、以下のア～エから2項目を選択する ア 品質の確保・向上を図るために行う使用資材や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間中に行う技術的な工夫 ① NETIS掲載技術の場合、技術NETIS番号○○-○○○○○○○-○を記載する。※添付資料は不要	○
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中行う品質管理に係る技術的な工夫	① 入札参加者が左記の事項について、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫を具体的、かつ簡素に記述する。 ※1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない	○

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価
 ○ : 加点評価する
 — : 加点評価しない
 × : 実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載終了したIENE TISを含む）の新技术・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術的内容や効果が把握出来る資料を1所見につき1枚まで添付できる。
 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違ひは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
 なお、差し替え及び再提出は認めない。 (用紙寸法 日本工業規格A4)

簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】

工 事 名 施工上の対処すべき技術的所見でNETIS掲載技術が無い場合、2項目×1所見
 会 社（企業体）名 = 2枚まで資料を添付できる。

事 項	所見の具体的内容	評 価
<p>(記入例)</p> <p>周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫</p>	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫</p> <p>イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫</p> <p>ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫</p> <p>エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定)</p> <p>カ その他②(入札参加者による独自設定)</p> <p>NETIS掲載技術の場合、技術NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。※添付資料は不要</p>	
<p>(記入例)</p> <p>安全・安心な作業現場の確保に加え、一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫</p>	<p>①</p> <p>入札参加者が左記の事項について、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。 ※各事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価
 ○：加点評価する
 -：加点評価しない
 ×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載終了した旧NETISを含む）の新技术・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術的内容や効果が把握出来る資料を1所見につき1枚まで添付できる。
 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
 なお、差し替え及び再提出は認めない。 (用紙寸法 日本工業規格A4)

表イ

技術評価項目	留意事項等																																								
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 (7) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4か年度以内）雇用した企業。 (イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 <p>なお、(7)と(イ)のいずれかの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。） ・採用時点において、満35歳未満の者とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間は、当該年度の前年から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（令和6年度の場合、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間） 																																								
高年齢者継続雇用	<p>【評価対象】</p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。 ② 令和5年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和6年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。 <p>（高年齢者継続雇用の評価の考え方）</p> <table border="1" data-bbox="454 1361 1385 1980"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5. 4. 1 <令和4年度></th> <th>R6. 4. 1 <令和5年度></th> <th>R6. 4. 1 <令和6年度></th> <th>【評価の判断】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【考え方】</td> <td></td> <td>← この間の継続雇用が確認できれば評価 →</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケース1</td> <td>★ 雇用</td> <td>★ 雇用 (4月1日)</td> <td></td> <td>○ (R5. 4. 1～R6. 4. 1 継続雇用であるため)</td> </tr> <tr> <td>ケース2</td> <td></td> <td></td> <td>★ 雇用</td> <td>× (R5. 4. 1から雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース3</td> <td></td> <td>★ 雇用</td> <td></td> <td>× (R5. 4. 1から雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース4</td> <td>★ 雇用</td> <td>☆ 退職</td> <td></td> <td>× (R6. 4. 1時点で雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース5</td> <td>★ 雇用</td> <td>☆ 退職</td> <td>★ 再雇用</td> <td>× (継続して雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース6</td> <td>★ 雇用</td> <td></td> <td></td> <td>○ (R5. 4. 1～R6. 4. 1 継続雇用であるため)</td> </tr> </tbody> </table>		R5. 4. 1 <令和4年度>	R6. 4. 1 <令和5年度>	R6. 4. 1 <令和6年度>	【評価の判断】	【考え方】		← この間の継続雇用が確認できれば評価 →			ケース1	★ 雇用	★ 雇用 (4月1日)		○ (R5. 4. 1～R6. 4. 1 継続雇用であるため)	ケース2			★ 雇用	× (R5. 4. 1から雇用していないため不可)	ケース3		★ 雇用		× (R5. 4. 1から雇用していないため不可)	ケース4	★ 雇用	☆ 退職		× (R6. 4. 1時点で雇用していないため不可)	ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	× (継続して雇用していないため不可)	ケース6	★ 雇用			○ (R5. 4. 1～R6. 4. 1 継続雇用であるため)
	R5. 4. 1 <令和4年度>	R6. 4. 1 <令和5年度>	R6. 4. 1 <令和6年度>	【評価の判断】																																					
【考え方】		← この間の継続雇用が確認できれば評価 →																																							
ケース1	★ 雇用	★ 雇用 (4月1日)		○ (R5. 4. 1～R6. 4. 1 継続雇用であるため)																																					
ケース2			★ 雇用	× (R5. 4. 1から雇用していないため不可)																																					
ケース3		★ 雇用		× (R5. 4. 1から雇用していないため不可)																																					
ケース4	★ 雇用	☆ 退職		× (R6. 4. 1時点で雇用していないため不可)																																					
ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	× (継続して雇用していないため不可)																																					
ケース6	★ 雇用			○ (R5. 4. 1～R6. 4. 1 継続雇用であるため)																																					

	<p>補足（②について）</p> <p>（令和5年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和6年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和5年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和5年4月1日に雇用し、令和6年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。）</p> <p>また、評価対象の高年齢者は、下記の①から③のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。ただし、会社の役員等の場合で、雇用保険の適用外となる「代表取締役」、「監査役」、「合名会社・合資会社・合同会社の社員」及び「有限会社の取締役のうち会社を代表する取締役」は評価の対象外とする。</p> <p>①雇用期間の定めのない雇用契約労働者。</p> <p>②一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同一の状態にあると認められる者。</p> <p>③日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者。</p> <p>【その他】</p> <p>入札参加者には、下記の1～3のいずれかの書類の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の雇用していることを証明する書類の写し。 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。
<p>女性の活躍支援</p>	<p>【評価対象】</p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の審査において評価された企業。 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。 「北海道なでしこ応援企業」として認定され、認定証の写しの提出があった企業。 当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出があった企業。
<p>季節労働者等の雇用実績</p>	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設定した地域内の北海道オホーツク総合振興局（以下「当局」という）調整課発注工事で季節労働者等の雇用した実績を評価対象とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の活動実績を評価する。 過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に引き渡し完了した工事での雇用実績として設定する。 <p>（令和6年度の場合、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間とする。）</p> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事箇所と同じ市町村、隣接市町村及び当局管内で季節労働者等を雇用した実績を評価する。

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働者就労状況報告書の写しの提出を求める。
<p>労働安全衛生活動</p>	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象とする認定制度等は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）、労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS18001）、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な学習。 ・認定又は認証の有効期限日が公告日以後のものを評価対象とする。 ・継続的な学習とは、認定・認証取得に向けてシステムの構築、システムの運用などに関する学習をいう。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定又は認証登録により評価する。 ・労働安全コンサルタント等を活用している記録簿等により評価する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定証等の写しの提出を求める。
<p>地域企業の活用</p> <p>※適用1は、2億5千万円以上の工事に適用する。</p> <p>適用2は、2億5千万円未満の工事に適用する。</p>	<p>適用1：地域内企業の活用比率</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合（活用比率）を評価対象とする。 ・地域内企業とは、当局管内に「主たる営業所」が存する企業とする。 ・主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> a 建設業法許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の主たる営業所の欄に記載されているもの。 b 会社法第27条の本店で、かつ建設業法第3条の許可を有している営業所。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者から提出される「地域内企業活用比率」（様式-6-5）により評価する。 ・「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。 $\text{地域内企業活用比率(\%)} = \left\{ \frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right\} \times 100$ <p>（小数点以下切り捨て）</p> <p>自社施工額：請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込） 一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込） 請負額：入札金額（税込）</p> <p>注）元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、「自社施工額のうち地域内企業施工額」とする。</p> <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。 ①地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。 ②自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注）と同様の扱いとする。 <p>適用2：地域内企業の活用計画</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内企業を一次下請（5百万円以上）で活用する計画を評価対象とする。 ・地域内企業の元請施工を評価対象とする。 ・地域内企業とは、当局が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企

	<p>業とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。<ul style="list-style-type: none">a 建設業法許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）様式 1 号別表）の主たる営業所の欄に記載されているもの。b 会社法第 27 条の本店で、かつ建設業法第 3 条の許可を有している営業所。・設定した地域内とは、工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村又は、当局管内とする。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・元請施工会社・一次下請会社の所在地により評価する。 <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域内企業を一次下請で活用した場合、地域企業の活用（実績）調書（様式-10）の提出を求め、支出証拠書類等により履行を確認する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・下請契約を締結した時の施工体制台帳等の写しを求める。
--	---

<参考：記載例>

令和6年度 落札者決定基準における技術評価項目の同種工事及び
当該工事規模の評価基準

(簡易型総合評価方式制限付一般競争入札) 入札日： ○○月 ○○日 (○)

工事番号	工事名	工事内容	技術評価項目 (「1落札者の決定方法」の「(2)技術評価項目の評価」)		
			企業の施工能力		配置予定技術者
			過去10年間の同種工事の経験		主任(監理)技術者等の配置経験
			当該工事の同種工事	工事規模	当該工事の同種工事
○○○○	水利施設 ○○地区 ○工区	排水路工 L=941m 柵渠工 L=520m Vトラフ工 L=421m	排水路工事 (土水路は除く)	L=941m	用排水路工事 (土水路を除く)、
○○○○	畑地帯 ○○地区 ○工区	用水路 L=1,389m 畑地かんがい(地下かん がい) 376m	用水路工事 (土水路は除く)	L=1,389m	用排水路工事 (土水路は除く)
○○○○	畑地帯 ○○地区 ○工区	暗渠排水 A=70ha 土壌改良 A=229ha 心土破碎 A=280ha	畑地帯における 暗渠排水工事	A=70ha	面工事 (畑地帯における 整地・区画整 理・暗渠排水・客土・除レキ・土 壌改良・心土破碎工事等)
○○○○	畑地帯 ○○地区 ○工区	営農用水 管路工 L=5,777m	管路工事 (内水圧のかかる管水路工事。 下水道・排水管工事を除く)	L=5,777m	管路工事 (内水圧のかかる管水路工事。 下水道・排水管工事を除く)
○○○○	農地防災 ○○地区 ○工区	排水ポンプ場 土木工事 1式 ポンプ場上屋 1箇所 場内整備 1式	施工高2m以上の鉄筋コンクリート 構造物工事	鉄筋コンクリート打 設量 V=281m ³	施工高2m以上の鉄筋コンクリート 構造物工事
○○○○	海岸保全 ○○地区 ○工区	離岸堤ブロック製作 40t 型 60 個 30t 型 68 個	異形コンクリートブロック製作工事	30t/個以上の コンクリートブロック 総重量 4,440t	異形コンクリートブロック製作工事

※申請書の作成にあつては、該当工事の公告で掲載された「令和6年度落札者決定基準に
おける技術評価項目の同種工事及び当該工事規模の評価基準」の記載内容を参照のこと。

※畑地帯とは、水田の実績は除く。

※技術評価項目申請書の同種工事の経験及び技術者等の配置経験については、競争入札参
加資格申請書の類似工事及び予定技術者と異なるので注意すること。